退職給付費用の内訳

（単位：円）

	平 成 23 年 度
⑴　勤務費用	377,394,308
⑵　利息費用	96,137,557
⑶　期待運用収益	0
⑷　数理計算上の差異の費用処理額	35,778,868
⑸　その他（厚生年金基金加入者掛金）	△　66,943,698

退職給付債務などの計算基礎

（単位：円）

	平 成 23 年 度
⑴　割引率（退職年金）	2.0%
⑵　退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
⑶　過去勤務債務の処理年数	—
⑷　数理計算上の差異の処理年数	1
⑸　その他（会計基準変更時差異の処理年数、実際運用収益等）	1

（損益計算書関係）

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は243,970円であり、当該影響額を除いた当期総利益は255,859,529円である。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

１．現金及び現金同等物と貸借対照表に記載される金額との差額

貸借対照表の現金及び預金残高　6,683,021,551円

現金及び現金同等物の期末残高　6,683,021,551円

２．重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品　5,679,148円

（行政サービス実施コスト計算書関係）

国又は地方公共団体からの出向職員に係る引当外退職給付引当金増加見積額

6,357,392円

（固定資産の減損の認識）

１．減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

⑴　事務所（マニラ日本文化センター・フィリピン）

減損前帳簿価額：建物　1,644,877円

⑵　職員宿舎　計４戸

（浅間台ハイホーム310号室・千葉県松戸市）

減損前帳簿価額：建物　1,265,478円、借地権　3,666,000円

（三ツ沢ハイタウン１―715号室・神奈川県横浜市）

減損前帳簿価額：建物　1,517,078円、土地　5,663,000円

（富士見台第二ファミリーマンション315号室・東京都練馬区）

減損前帳簿価額：建物　1,817,800円、土地　3,280,000円

（エクセル桜台マンション401号室・東京都練馬区）

減損前帳簿価額：建物　1,712,278円、借地権　2,973,000円

２．減損の認識に至った経緯

⑴　平成24年３月事務所移転のため。

⑵　将来にわたって職員の使用が見込めないため売却した。

３．減損額の内訳

⑴　損益外減損額：建物　27,394円

資産見返運営費交付金：建物　1,617,483円

⑵　損益外減損額：建物　2,365,156円

土地　1,309,149円

借地権　4,220,329円

４．回収可能サービス価額

⑴　０円

⑵　減損認識時の譲渡収入見込額14,000,000円を建物、土地、借地権の帳簿価額の割合により按分し、それぞれの回収可能サービス価額とした。

（建物　3,947,478円、土地　7,633,851円、借地権　2,418,671円）

（固定資産の減損の兆候）

１．使用しないという決定を行った固定資産の用途、種類、場所等の概要

事務所（ロサンゼルス日本文化センター・アメリカ）：建物

２．使用しなくなる日

平成24年５月

３．使用しないという決定を行った経緯及び理由

新規開設するＪＦ日本語講座用スペース確保のため事務所移転を決定。

４．将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

期末帳簿価額：建物　1,942,028円　回収可能サービス価額　０円

減損額（見込）　損益外減損額：建物　933,105円

資産見返運営費交付金：建物　984,236円

（不要財産の譲渡及び国庫納付等）

１．当事業年度に不要財産としての譲渡取引を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

職員宿舎　計４戸

（浅間台ハイホーム310号室・千葉県松戸市）

譲渡時帳簿価額：建物　606,314円、借地権　1,784,130円

（三ツ沢ハイタウン１―715号室・神奈川県横浜市）

譲渡時帳簿価額：建物　1,166,585円、土地　4,416,777円

（富士見台第二ファミリーマンション315号室・東京都練馬区）

譲渡時帳簿価額：建物　1,757,854円、土地　3,217,074円

（エクセル桜台マンション401号室・東京都練馬区）

譲渡時帳簿価額：建物　360,321円、借地権　634,541円

２．不要財産となった理由

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）を受け職員宿舎の必要数を精査した結果、２年間以上使用されておらず今後も使用（入居）の見込がない宿舎４戸について、独立行政法人通則法（最終改正　平成23年６月24日法律第74号）第46条の２第２項の規定に基づき譲渡取引を行った。

なお、当該譲渡取引については独立行政法人国際交流基金に関する省令（最終改正　平成22年11月26日外務省令第11号）第12条の２「その譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引」の指定を受け、譲渡差額、譲渡に要した費用については独立行政法人会計基準第99を適用し、損益計算上の損益には計上せず資本剰余金を減額している。

第明治三十五種郵便物認可